

管外旅費の支給事務の不備

対象受 検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
寝屋川 高等学 校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="371 562 1513 709"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岐阜県</td> <td>令和2年1月31日</td> <td>30,720円</td> <td>2人</td> <td>令和2年3月18日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	岐阜県	令和2年1月31日	30,720円	2人	令和2年3月18日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日									
岐阜県	令和2年1月31日	30,720円	2人	令和2年3月18日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年12月16日）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
阿倍野高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 554 1653 684"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィリピン</td> <td>令和元年7月27日 ～同年8月10日</td> <td>233,950円</td> <td>2人</td> <td>令和元年10月28日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	フィリピン	令和元年7月27日 ～同年8月10日	233,950円	2人	令和元年10月28日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日									
フィリピン	令和元年7月27日 ～同年8月10日	233,950円	2人	令和元年10月28日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年11月17日）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
福井高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が行われていなかったものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="385 590 1264 842"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県明石市</td> <td>令和元年7月25日</td> <td>2,160円</td> <td>1人</td> <td>令和元年11月8日</td> </tr> <tr> <td>兵庫県明石市</td> <td>令和元年7月25日</td> <td>1,600円</td> <td>1人</td> <td>令和元年11月8日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	兵庫県明石市	令和元年7月25日	2,160円	1人	令和元年11月8日	兵庫県明石市	令和元年7月25日	1,600円	1人	令和元年11月8日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。          今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日														
兵庫県明石市	令和元年7月25日	2,160円	1人	令和元年11月8日														
兵庫県明石市	令和元年7月25日	1,600円	1人	令和元年11月8日														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年12月2日）